

住所変更手続きのしおり

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

令和6年3月

【目 次】

1. 新しい住所について	1
(1) 地番・住所について	
(2) 郵便番号について	
2. 町名地番変更後の手続きについて.....	2
(1) 町名地番変更後に町や法務局が修正するもの	
(2) 町名地番変更後に手続きが必要なもの	
(3) 「通知書兼証明書（住所）」、「通知書兼証明書（本籍）」の交付について	
(4) 固定資産税の納付通知書及び各種証明書等について	
(5) その他の主な住所変更の手続き	
3. 不動産の登記について	7
(1) 不動産（土地・建物）関連	
4. Q&A	8
(1) 用語について	
(2) その他	

1. 新しい住所について

新しい住所は、以下のとおりに変更となります。

(1) 地番・住所について

	変 更 前	変 更 後
住 所	越生町 大字西和田〇〇番地〇 越生町 大字越生〇〇番地〇	越生町 春日〇丁目〇〇番地〇
土地の地番	越生町 大字西和田〇〇番〇 越生町 大字越生〇〇番〇	越生町 春日〇丁目〇〇番〇

(2) 郵便番号について

変 更 前	変 更 後
350-0412 (西和田) 350-0416 (越 生)	350-0418

2. 町名地番変更後の手続きについて

(1) 町名地番変更後に町や法務局が修正するもの

新しい町名地番に変更後、町や法務局が職権で修正するものは次のとおりです。

【越生町役場】

	担当課
☆国民健康保険被保険者証 ☆国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証 ☆国民健康保険特定疾病療養受療証 ☆国民健康保険高齢者受給者証 ☆国民健康保険限度額適用（標準負担額減額）認定証	町民課
☆後期高齢者医療被保険者証 ☆後期高齢者医療限度額適用（標準負担額）認定証 ☆後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
住民基本台帳	
戸籍簿	
印鑑登録簿	
☆重度心身障害者医療費受給者証 生活保護受給証（郵送しません）	健康福祉課
☆介護保険被験者証 ☆介護保険負担割合証 ☆介護保険負担限度額認定証	
☆子ども医療費受給資格者証 ☆ひとり親家庭等医療費受給者証 特別児童扶養手当証書 ☆児童扶養手当証書	
	子育て支援課

☆修正した証書等が郵送されます。

上下水道関係や125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車の所有者及び使用者の住所変更（税務課）についても町役場にて修正しますので手続きは不要です。

【法務局（さいたま地方法務局坂戸出張所）】

	電 話
土地・建物の登記記録（登記簿）の表題部（所在地番・家屋番号）	049-281-0342
法務局に備え付けられている地図（公図）の地名・地番	

(2) 町名地番変更後に手続きが必要なもの

町名地番変更により、住所や法人の所在地が変更になりますと、土地・建物の登記簿（所有者の住所）、運転免許証等の住所欄を書き替える必要があります。

※土地・建物の登記簿を土地区画整理組合にて書き替えられる箇所は、表題部のみです。

みなさまに手続きをお願いする主なものは次のとおりです。

種 別	手続き内容	手続き先	必要書類等	提出期限等
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード（個人番号カード） 住民基本台帳カード（顔写真付きのもの） 在留カード 特別永住者証明書 	カードの表面記載事項変更	越生町役場 町民課 Tel:049-292-3121	<ul style="list-style-type: none"> ①マイナンバーカード（個人番号カード） ②住民基本台帳カード（顔写真付きのもの） ③在留カード ④特別永住者証明書 	速やかに手続きをしてください。詳しくは手続き先にお問い合わせください。
年金受給者の住所 (国民年金) (厚生年金)	住所変更届	川越年金事務所 〒350-1196 川越市脇田本町8-1 U PLACE 5階 Tel:049-242-2657	受給権者住所変更 ※手続きは「住所変更届」の郵送でも行えます。 ※マイナンバー連携されている住民の方は手続き不要です。	速やかに手続きをしてください。住所変更届は町民課にもご用意があります。
年金受給者の住所 (共済年金) (厚生年金) ※旧共済年金	住所変更届	加入している各共済組合にお問い合わせください。		
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 	手帳の住所記載変更	越生町役場 健康福祉課 Tel:049-292-3121	<ul style="list-style-type: none"> ①手帳 ②マイナンバーのわかるもの 	速やかに手続きをしてください。
<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証（精神通院医療） 	受給者証の住所記載変更		<ul style="list-style-type: none"> ①受給者証 ②マイナンバーのわかるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 運転経歴証明書 	住所・本籍変更届	県内の各警察署で手続き可能 西入間警察署 坂戸市大字関間 2-4-17 Tel:049-284-0110 ※運転免許センター（鴻巣を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ①通知書兼証明書（住所）※住所が変わる方 ②通知書兼証明書（本籍）※本籍が変わる方 ③運転免許証 	速やかに手続きをしてください。
自動車検査証 (軽自動車以外)	<ul style="list-style-type: none"> 自動車 オートバイ(125cc 超)の所有者等の住所変更 	関東運輸局埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 所沢市大字牛沼 688-1 Tel:050-5540-2029	<ul style="list-style-type: none"> ①通知書兼証明書（住所）※住所が変わる方 ②自動車検査証 ③申請書（有料） ④印鑑（代理申請の場合、本人押印の委任状及び代理人の印鑑） 	速やかに手続きをしてください。状況により必要書類に変更がある場合もありますので、詳しくは手続き先にお問い合わせください。
自動車検査証 (軽自動車)	軽自動車の所有者等の住所変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 三芳町大字北永井 360-3 Tel:050-3816-3111	同 上	※必ず町名地番による変更と申し出てください。
※自動車税の納税通知書の住所は、自動車検査証の住所の変更を行わないと変更されません。				

種 別	手続き内容	手続き先	必要書類等	提出期限等
土地・建物の登記簿	登記名義人住所の変更申請	さいたま地方法務局 坂戸出張所 〒350-0214 坂戸市千代田 1-2-9 Tel:049-281-0342 ※申請する不動産を管轄する法務局へお問い合わせください。(登記相談は事前予約制となっております。)	①登記申請書 ②通知書兼証明書(住所) ③印鑑 ※登記簿上の住所から現住所までの移転の経緯を証明できない場合は、別途添付書類が必要となります。	期限はありませんが、速やかに手続きをしてください。(登録免許税免除) ※詳しくは7ページ以降をご覧ください。
法人登記簿 法人役員の住所	会社等法人の所在地又は役員の住所変更申請	本店・支店の所在地を管轄する法務局	①登記申請書 ②法人の所在地変更の場合、地番変更証明書 ③役員の住所変更届の場合、「通知書兼証明書(住所)」 ④法人、役員の法務局に届出している印鑑	株式会社は、会社の所在地と代表取締役の住所、有限・合資及び合名会社は会社の所在地と登記記録の役員の住所等に関して、法令等に基づき手続きをお願いします。(登録免許税免除)
法人県民税の事業所所在地 ※法人町民税に関する手続きは必要ありません。	事業所の所在地変更	飯能県税事務所 〒357-8502 飯能市大字双柳353	①法人の名称変更等の報告書 ②地番変更証明書	速やかに手続きをしてください。
その他の許可、認可、免許、登録証等	住所変更届	発行先などの各関係機関	①通知書兼証明書(住所) ②免許、登録証など ③印鑑	住所などが登録されているものについては、発行先にお問い合わせください。
預貯金・保険契約等	住所変更届	各金融機関等にお問い合わせください。		
職場・学校等の関係	住所変更届	関係する機関等にお問い合わせください。		

※こちらに記載しているものは一例です。上記表以外の手続きについては、個人で確認していただく必要があります。

(3) 住所及び本籍の「通知書兼証明書」の交付について

こちらの証明書は、令和6年2月26日（月）に発送いたしましたが、不足が生じた場合、町民課窓口において無料で交付が可能です。

請求の際は、「住所変更証明書交付請求書」または、「本籍変更証明書交付請求書」にご記入の上、必ず窓口で、『土地区画整理による変更証明書』である旨を申し出てください。

また、コンビニエンスストアでは、取得できませんのでご注意ください。

なお、この証明書は町名変更に係る手続き以外にはご使用になれません。

○申請するときに必要なものは、次のとおりです。

請求が可能な方	【通知書兼証明書（住所）の場合】	本人または同一世帯員
	【通知書兼証明書（本籍）の場合】	本人または同じ戸籍に記載されている方、及び直系の親族（父母、祖父母、子、孫等）
請求に必要なもの	【共通】	窓口に来られた方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・保険証等）
		代理人が請求する場合は、請求者が自署もしくは記名、押印した委任状

- ・ 請求者（必要な方）又は請求者と同世帯の方が請求する場合
請求する方（来庁する方）の本人確認書類
（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・保険証等）
- ・ 上記以外の場合
代理人の本人確認書類
請求者が自署もしくは記名、押印した委任状

(4) 固定資産税の納付通知書及び各種証明書等について

毎年5月に固定資産税の納税通知書をお送りさせていただいておりますが、固定資産税の課税する基準日は1月1日です。

そのため、令和6年5月にお送りいたします納税通知書の宛先の住所は「春日」となりますが、明細書に記載される土地・家屋の所在地の表記は、本年同様、仮換地番号（仮換地○街区○画地○）や従前地番（西和田○○番（地））となります。新しい地番（春日○丁目○番（地）○）での表記及び固定資産税の賦課は、令和7年5月に送付する納税通知書からとなります。

これに伴い、評価証明書や名寄帳などに新しい地番が反映されるのは令和7年5月からとなりますのでご了承ください。

～他市区町村に土地や建物を所有している方へ～

越生町以外の市区町村に土地や建物をお持ちの方は、固定資産税の納税通知書の送付先の変更手続きについて、該当市区町村にお問い合わせください。

(5) その他の主な住所変更の手続き

町名地番変更に伴う手続きの中で町役場関係以外の主な手続きについてご案内します。
 《住所変更手続きに関する一般的な注意事項》

種 別	手続き先	必 要 書 類
公共料金	ガス (株)サイサン	手続きの必要はありません。
	東京電力	ホームページ等で手続き方法を確認してください。 (東京電力EPカスタマーセンター：0120-995-001)
	上記以外	契約先のホームページ等で手続き方法を確認してください。
NHK	手続きの必要はありません	
固定電話	NTT	手続きの必要はありません。 (なお、しばらく郵便物が旧住所で届くことが続く場合は、オンライン手続きや各社お問い合わせ窓口で電話して手続きしてください。)
	KDDI	
	上記以外	契約先のホームページ等で手続き方法を確認してください。
携帯電話	契約先の取扱いに応じ、オンライン手続きや各社ショップ等で手続きをしてください。	
インターネットプロバイダ	契約先のホームページ等で手続き方法を確認してください。	
新聞	手続きの必要はありません。	
郵便局	郵便	手続きの必要はありません。 ※当分の間は旧住所のあて先の郵便物も配達されますが、差出人の方に新住所をお知らせいただくようお願いします。
	郵便貯金	郵便局で手続きをしてください。全国どこの郵便局でも手続きできます。
	簡易保険	[窓口の場合：①通知書兼証明書(住所)、②貯金通帳・保険証書等、③お届け印、④本人様確認書類]
金融機関等	契約先で手続き方法を確認してください。	
生命保険・損害賠償等	契約先のホームページ等で手続きを確認してください。	
クレジットカード		
税務署・県税事務所	手続きの必要はありません。	
勤務先	勤務先に新住所をお知らせください。	
学校等	小・中学校	越生町立の小学校・中学校に就学されている場合や、越生町内の保育園に就園されている場合は手続きの必要はありません。
	保育園	
	上記以外	学校等に新住所をお知らせください。
健康保険	協会けんぽ	お勤めの方は勤務先に新住所をお知らせください。
	その他の健康保険	
パスポート	手続きの必要はありません。ご自身で最終ページの住所欄を訂正してください。	

3. 不動産の登記について

(1) 不動産（土地・建物）関連

土地・建物の表題部は越生町西和田・河原山土地区画整理組合が法務局に申請し変更しますが、権利部（甲区）に記載されている所有者（登記名義人）の住所は、みなさまに手続きをしていただく必要があります。ただし、土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更、売買・贈与等による所有者移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

変更期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定等の事由が生じた際に合わせて手続きされても結構です。

なお、停止期間中は約2か月程度を見込んでおりますが、詳しくはさいたま地方法務局坂戸出張所にお問い合わせください。

手続き内容	手続き先	必要書類等	提出期限等
<ul style="list-style-type: none">土地・建物等不動産所有者の住所変更登記土地建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	さいたま地方法務局 坂戸出張所 〒350-0214 坂戸市千代田1-2-9 TEL：049-281-0342	<ul style="list-style-type: none">変更登記申請書通知書兼証明書（住所）印鑑	手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定等の事由が生じた際に合わせて手続きをされても結構です。

4. Q&A

(1) 用語について

【土地区画整理とは？】

一定の地区内で、土地の所有者から少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これを道路・公園などの公共施設の用地などにあてて整備することにより、残りの土地（宅地）の利用価値を高め、健全な市街地とする事業のことで、以下のような効果があります。

1. 整理前の権利を保全しながら事業を行うため、長年地元で培われてきた地域のコミュニティがそのまま生かされます。
2. 曲がりくねった道路や、狭くてすれ違いができなかった道路が、安全で快適な道路に生まれ変わります。
3. 地区内の宅地が、道路に接し、整形で利用しやすいものとなり、境界も明確になります。
4. 上・下水道などのライフラインが、一体的に整備されます。

【換地とは？】

土地区画整理事業を行う前の土地（従前地）は土地区画整理により、道路などの公共施設が整備されると同時に、個々の位置、地積、環境、利用状況などに応じて、利用しやすい形で再配置されます。その再配置された土地を「換地」といいます。

このことに伴い、従前地に対する所有権などのいろいろな権利は換地に引き継がれます。

【換地計画とは？】（土地区画整理法第87条）

土地区画整理事業の工事が完了すると、従前の土地に関する権利を換地に移行し、清算金等に関する権利義務を確定するための換地処分をしなければなりません。この換地処分の基礎となる事項を定めたものが換地計画であり、その内容は、次のようなものからなっています。

- ①換地設計（従前の土地と換地の所在、形状の関係を示した図面）
- ②各筆換地明細（従前の土地と換地の所在、地番、地目、地積等の関係の明細書）
- ③各筆各権利別清算金明細（従前の土地と換地の所在、地番、地目、地積、権利価額及び清算金を各筆、各権利別に表示した明細書）
- ④保留地その他の特別の定めをする土地の明細

【減歩とは？】

減歩とはその目的により「公共減歩」と「保留地減歩」があります。

「公共減歩」とは道路、公園等の公共施設の用地を確保するための減歩をいいます。

「保留地減歩」とは事業の一部に充てるために売却する土地を確保するための減歩をいいます。

また「減歩率」とは従前地の地積と換地の地積の差の割合といいます。

【換地処分とは？】（法第103条）

土地区画整理事業の完了後に、各関係権利者に換地計画で定められた事項を通知する行政処分をいいます。また換地処分をした場合は、その旨を公告することになっており、この公告によって次のような効力を発生するものです。

換地計画で定められた換地には、従前地に対する所有権などの権利が、公告の日の翌日から引き継がれます。

- ①換地を定めなかった従前の土地の権利は、公告があった日が終了した時に消滅します。
- ②清算金は公告の日の翌日に確定します。
- ③保留地は公告の日の翌日に施行者に帰属します。
- ④公共施設用地は、公告の日の翌日にそれぞれ公共施設管理者に帰属します。

【清算金とは？】（法第94条）

換地設計の際にすべての換地を過不足なく配置することは、現状の状況等により技術的に困難であり、定められる換地相互にはある程度の不均衡が生じます。この不均衡を是正するために徴収、交付する金銭のことを清算金といいます。

整理前の土地と整理後の土地をそれぞれ評価し、整理前の権利価額が整理後の評価価額より少ない時は清算金が徴収されることとなります。

越生町西和田・河原山土地区画整理組合
住所 〒350-0494 越生町大字越生 900 番地 2
(越生町役場まちづくり整備課内)
電話 049-292-3121
